

I 計画策定の目的

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化する中、国民皆保険を堅持し続けていくために、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、将来的な医療費が過度に増大しないよう対策を講じるとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保する。

II 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

- ・県民の生活の質の向上を図るものであること
- ・今後の人口構成の変化に対応するものであること

2 計画策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

III 主な記載内容

1 県が取り組むべき主な施策等

(1) 住民の健康の保持の推進	主な取組内容
①特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ・特定健診実施率向上に向けた取組の推進 ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化 ・保健医療連携体制の強化	・特定健診受診率向上のための啓発活動の実施、データ分析及び県の健康課題解決策の検討 ・保険者、保健医療関係者間での課題等の共有
②たばこ対策の推進 ・たばこの健康への影響に関する知識の普及 ・20歳未満者の喫煙防止対策の推進	・喫煙の影響等についての正しい知識普及啓発 ・禁煙したい人への支援
③糖尿病の早期発見・重症化予防の推進 ・糖尿病の早期発見・重症化予防の推進 ・保健医療連携体制の強化	・熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 ・DM熊友パスの普及・活用の推進 ・切れ目のない保健医療連携体制の構築
④その他生活習慣病予防のための健康づくりの推進 ・地域や職場での生活習慣病予防や健康づくり活動の推進 ・歯と口腔の健康づくりの推進 ・がん検診受診率等の向上	・くまもとスマートライフプロジェクト応援団増加のための取組の実施 ・歯周疾患検診未実施市町村への支援 ・がん検診の受診啓発と受診率向上の取組みの推進
⑤予防接種の推進 ・予防接種環境の充実及び向上	・安心して予防接種を受けられる体制整備 ・予防接種に関する情報発信

- ⑥高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組の支援

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を行う市町村への支援の実施
- ・フレイル対策の推進

(2) 医療の効率的な提供の推進

主な取組内容

- ①後発医薬品の使用促進
・後発医薬品及びバイオ後続品の普及啓発
- ②医薬品の適正使用の推進
・かかりつけ薬剤師・薬局に関する普及啓発
・多剤投与に係る取組の推進
- ③病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築
・「くまもとメディカルネットワーク」の推進
・在宅医療及び介護サービスの連携と充実
- ④医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進
・骨折予防の推進

- ・県民、薬局、医療機関等への情報提供
- ・後発医薬品等の使用促進についての協議
- ・専門家の資質向上、講習会開催等による普及啓発の推進
- ・市町村の多剤投与に係る取組の支援
- ・「くまもとメディカルネットワーク」に係る普及啓発
- ・地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進
- ・骨粗しょう症に関する普及啓発
- ・市町村の検診事業等への支援

(3) その他医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項

- ・医療費の把握・分析に関する取組 等

2 計画最終年度（令和11年度）における医療費の見通し



3 県、保険者等、医療の担い手等及び県民の取組

関係者や県民が計画の内容や目標を共有し、県民自らが健康の保持増進に取り組むとともに、関係者が連携して県民の健康の保持の推進や、医療の効率的な提供の推進のための取組を行う。

4 計画の評価等

毎年度の進捗状況を把握し公表するほか、令和11年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）、令和12年度に実績評価を行う。